

【飲食・宿泊業者】大槌町『おしゃっち MOTTAINA 市』再開のおしらせ

大槌町 文化交流施設では冬季から春季にかけて休止していた「おしゃっち MOTTAINA 市（もったいないいち）」を再開します。興味関心のある飲食・宿泊事業者は積極的に利用ください。

期間・日時	令和6年8月22日(木)から毎週木曜日 午前10時～午後3時 (なくなり次第終了) ただし、出品希望者がいない日は休みとする
場所	大槌町文化交流センターおしゃっち 1階エントランス
その他	販売単位1セット500円 出品者が設置した料金箱へ料金を投入し商品を購入する。 規格外品の販売であることを理解したうえで購入すること。
問い合わせ	大槌町文化活動交流施設（大槌町文化交流センター内）TEL：0193-27-5181

岩手県事業承継補助金 (申請締切 9/6)

県では、岩手県商工会連合会を執行団体とし、地域経済を支える県内中小企業者の維持・発展及び県内雇用の継続を図るために、県内の中小企業者が行う以下の取組等に対して補助金を交付します。



	補助対象者	補助対象経費	申請締切日
事業承継を契機とした新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> 県内に主たる事業所、工場等を有する中小企業者・小規模事業者及び個人 R6年4月1日を基準日として2年以内に事業承継を行った後継者又は3年以内に事業承継を行う後継予定者 	原材料費、備品機械設備等購入費、施設取得費・施設改修費、広報費など新たな取組要する経費	R6年 9/6(金)17時
第三者承継に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 県内に主たる事業所、工場等を有する小規模事業者及び個人 役員・従業員以外の第三者への事業譲渡を検討している譲渡予定者 <p>※申請時点で、第三者承継に向け、支援機関や専門機関に相談する等、一定程度以上準備を行っていることが前提</p>	謝金、旅費、使用料及び賃借料、委託費、システム利用料、保険料、許認可取得関係費など第三者承継に向けた取組に要する経費	R6年 9/6(金)17時 二次 10/4(金)17時 三次 11/8(金)17時 四次 12/6(金)17時 ※予算上限に達した際は、受付を締め切る場合あり

応募にあたっては、事前に支援機関による事業計画等の確認が必要です。公募要領等をよくお読みいただき、余裕をもって申請手続きを行ってください

問い合わせ先
岩手県商工会連合会
企業支援グループ事業承継補助金担当
TEL:019-622-4165

公募要領・応募様式等詳細



岩手県 雇用確保の助成金申請を受け付けます『事業復興型雇用確保助成金』

県では、「事業復興型雇用確保助成金」の申請を受け付けます。沿岸 12 市町村に所在し、国または自治体の補助金・融資事業等を活用中もしくは活用実績のある事業所が求職者を雇用した場合、1 人当たり 3 年間で最大 120 万円を助成します。(雇入費助成) また、雇入れに先立ち住宅支援の導入等を行った場合、1 年間で最大 240 万円を助成します。(住宅支援費助成)

岩手県事業復興型雇用確保助成金 令和 6 年度「雇入費」助成のご案内

簡略版

 沿岸 12 市町村(※1)に所在する事業所が、被災三県求職者(※2)を雇用した場合、1 人当たり 3 年間で最大 120 万円を助成します。

※1 沿岸 12 市町村: 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
※2 被災三県求職者: 平成 23 年 3 月 11 日において岩手県、宮城県、福島県で勤務または居住していた求職者

助成の要件

〈1 対象事業所〉(1)~(3)全てに該当する沿岸 12 市町村に所在する事業所であること

(1)国または自治体等の補助金・融資による産業政策の支援対象となる事業を実施していること



(2)中小企業法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者またはこれに準ずるもの



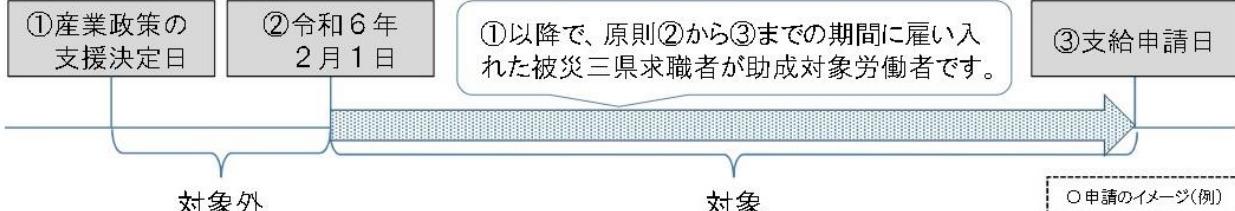
(3)令和 6 年度に初めて雇入費助成金を申請する事業所
※過去に助成を受けている場合でも(1)の事業を複数回実施している場合には再度申請をすることができます。



〈2 助成対象労働者〉(1)~(3)全てに該当する労働者であること

(1)対象事業所に雇用された被災三県求職者

・産業政策の支援決定以後、かつ令和 6 年 2 月 1 日以降に雇用された労働者であること



(2)「期間の定めのない雇用契約」または「1 年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された者

(3)雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者



助成金の支給額

1 人当たり最大 3 年間、助成対象労働者が在職している期間について支給します。

助成対象労働者	総支給額	1 年目	2 年目	3 年目
フルタイム労働者	120 万円	60 万円	40 万円	20 万円
短時間労働者	60 万円	30 万円	20 万円	10 万円

岩手県事業復興型雇用確保助成金 令和6年度「住宅支援費」助成のご案内

簡略版

沿岸12市町村（※1）に所在する事業所が求職者の雇入れのために、
住宅の借上げ・住宅手当の導入等を行った場合に助成金を支給します。

※1 沿岸12市町村:洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

助成の要件

（1）対象事業所（1）～（3）全てに該当する沿岸12市町村に所在する事業所であること

（1）国または自治体等の補助金・融資による産業政策の支援対象となる事業を実施していること



（2）中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者またはこれに準ずるもの



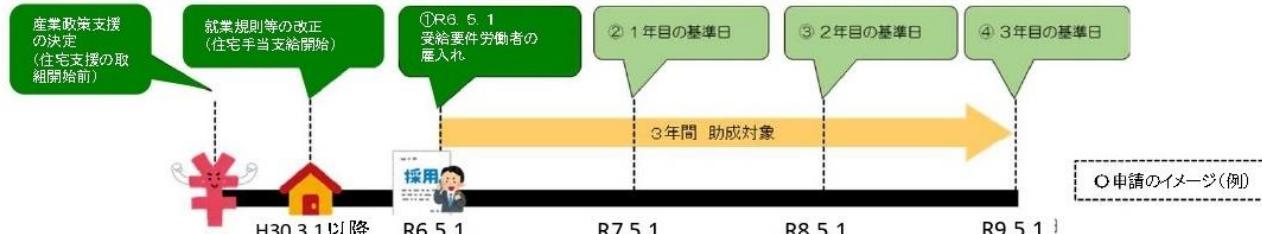
（3）平成30年3月1日以降受給要件労働者の雇入れまでに、就業規則等の規定に基づき住宅支援の導入や拡充を行うこと



（2）受給要件労働者（※2）（1）～（3）全てに該当する労働者であること

※2 受給要件労働者:住宅支援費の助成金を受けるための要件となる者で、令和6年2月1日以降に雇用された労働者。

（1）助成金の対象事業所に雇用され、住宅支援を受ける求職者（被災三県求職者以外のものも含む）
・産業政策の支援決定以後、かつ住宅支援の取組を開始した後に雇用された労働者であること



（2）「期間の定めのない雇用契約」または「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された者

（3）雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者



助成金の支給額

住宅支援の導入等に要する経費の3/4に相当する額を支給します。
1事業所当たりの上限額は年間240万円です。（最大で3年間継続助成可能）

- ア 住宅の新規借上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料
- イ 住宅の追加借上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借料との差額
- ウ 住宅手当の導入に伴い、改正した就業規則等に基づき支給した手当の額
- エ 住宅手当の拡充に伴い、改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額（受給要件労働者以外の労働者については、変更前の手当との差額）

岩手県事業復興型雇用確保助成金の詳細は、

県のホームページをご覧いただけます。下記問い合わせ先までお問い合わせください。

- ・申請期間 令和7年3月14日（金）まで
- ・申請対象 令和6年2月1日から令和7年3月14日までの雇入れ
- ・申請先・問い合わせ 岩手県定住推進・雇用労働室（TEL019-656-1571）



岩手県事業復興型
雇用確保助成金

小規模企業の会社役員のみなさまへ

＼会社の役員なら／ 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時
使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記さ
れ事業に従事されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリット
が受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット



掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛
金控除」として課税対象所得から控除
できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所
得扱い」、分割の場合は「公的年金等
の雑所得扱い」です。

令和5年9月から オンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、
掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更など

小規模企業共済制度の詳しい内容は

2次元コード又はホームページから
ご確認ください。

小規模共済

検索



個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます





中小企業の**人手不足解消**に効果のある**「省力化製品」**を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率
1/2



中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!

「販売事業者」が製品の導入を支援!
申請・手続もサポートします。

補助率は1/2!
補助上限額は従業員数ごとに異なります。

2024年8月9日（金）より応募・交付申請は隨時受付に変更となります。

※応募・交付申請の利便性向上を図り、早期の省力化を実現するため、

当面の間、隨時受付を行います（メンテナンス期間を除く）。

採択・交付決定は申請から概ね1~2ヶ月程度を予定しています。

※補助事業期間：原則、交付決定日から12か月以内

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えており、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。

※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動精算機
- ▶ 自動倉庫
- ▶ タブレット型
給油許可システム
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車
(AGV・AMR)
- ▶ オートラベラー
- ▶ 無人搬送車
(AGV・AMR)
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ スチームコンベクション
オーブン
- ▶ デジタル紙面
色校正装置
- ▶ 券売機
- ▶ 測量機 など

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の 賃上げを達成した場合
5名以下		200万円	300万円に引き上げ
6~20名	1/2	500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に
①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、中小企業省力化投資補助事業 コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、
売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。
「もしも」のときの資金調達手段として
当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上 損金(法人)または 必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です!

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。掛金月額の増額減額、掛金の前納、事業所所在地・電話番号・資本金・従業員数の変更など

制度の詳しい内容は

右記の2次元コード又はホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済

検索



青年部

女性部

活動報告



青年部

7月6日(土)

いす-1GP(イスワングランプリ) 岩手奥州えさし大会に応援隊を含む青年部員6名が参戦。全国から29チームが出場する中、結果は7位と初出場した前年の19位から大きく順位を上げました。10月には大槌商工会青年部が主催する大会を予定しており、兼澤青年部長を筆頭に大槌開催をPR。えさし大会出場者に大槌大会の参加を呼びかけました。



『いす-1GP』とは?

事務イスでコースを走る2時間耐久レース。1チーム3名で総距離を競う。

昨年、初の県内沿岸地域開催「大槌大会」を青年部主催で行った。大槌駅前特設コースで白熱の戦いを繰り広げ、地元高校生チームが初優勝を飾った。

今年は10月27日(日)開催予定。

青年部

7月11日(木)

奥州市前沢で行われた第29回商工会青年部主張発表

岩手県大会で、青年部の工藤秀佳さん(東部ブロック代表)による「小さな町の、みんなの力で、誰もやつたことのない大きなことを」をテーマにした発表が、最優秀賞(岩手県知事賞)を受賞しました。



この発表で、昨年の「いす-1GP」大槌初開催への挑戦を通して工藤さん本人や部内が変化する様子を交え、関わり合いを持つことで小さな青年部でも大きな実現を果たすことができると主張しました。

工藤さんは岩手県代表として、福島県で行われる東北大会に出場します。応援よろしくお願いします。



8月3日(土)

末広商店街「よ市」夏祭りに、青年部からは焼きそば、かき氷などを、女性部からは焼きとうもろこし、フランクフルト、おでんなどを販売しました。暑い中、部員のみなさま大変お疲れさまでした。



女性部

青年部

○大槌商工会員もしくはその配偶者、およ
び事業に従事している
○事業をしていない方
親族の方
で、部の趣旨に賛同
していただける方。

加入要件

女性部

○大槌商工会に加入している事業所の45歳までの経営者および後継者”女性も歓迎!
○加入要件を満たさない場合、活動に賛同していただければ、賛助加入できま

加入要件

青年部

地域商工業の若手後継者・経営者及び商工業者の配偶者や親族の方、一緒に活動に参加して地域と自分を元気にしてもらいたいですか?

部員募集